

重量超過等違反車両に対する取締りの強化について

中日本高速道路株式会社では、高速道路構造物の劣化に多大な影響を与えるとともに、交通安全上重大な事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、今後順次取締りを強化し、違反車両の削減に取り組んでまいります。

1. 重量超過等違反車両による影響

- 道路橋の劣化に多大な影響を与えます。



車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、道路橋の床版で12乗といわれています。

仮に、大型車両1台が、制限値である軸重10トンよりも2トン超過した場合は、床版に対しては約9台分〔 $12/10$ 〕の12乗の疲労が蓄積されることになり、少しの重量オーバーでも大きな影響を与えます。

(国土交通省)



重量超過車両が通過したため、床版（車両を直接支える部材）に穴があいてしまったと思われる事例。

(写真は国土交通省)

- 重大な事故につながります。



大型トレーラーがインターチェンジ出口に向かい走行中、曲がりきれずガードレールに衝突し、トレーラー部分が道路外に横転。

2. 取組みの強化



総重量の計測（車重計）



車両諸元（高さ、長さ等）の計測

●違反者の取締り

インターチェンジ入口に車両制限令等取締隊を配置し、車両を計量スペースに引き込み車重計等により計測、違反車両に対しては高速道路からの退去を命じる「Uターン」や「指定 IC 流出」の措置を実施しています（2014年度 検問台数：13,990 台 措置命令件数：1960 件）。

今後、新たに重大な違反に対しては、積荷の減載を命じる「積荷の軽減措置」や通行許可を取得するまでの間、停止を命じる「通行の中止」を追加します。また、自動計測装置を用いた重量等超過車両に対する常時取締りについても取り組んでまいります。



違反車両（重量超過）

積荷の軽減

別の車両に積荷を載せ替え

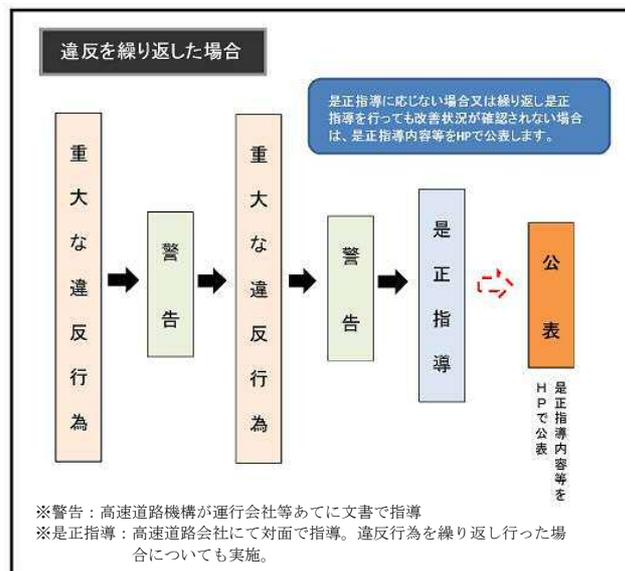


（写真は高速道路機構 HP）

●違反者に対する指導

重大な違反をした者については、講習会を受講させ改善指導を実施し、重大な違反を繰り返す者に対しては大口・多頻度割引の停止等を実施しています。

今回、新たに是正指導※を導入し、指導に応じない場合や繰り返し指導を行っても改善が確認されない場合には、会社名等を（独）日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という）のホームページで公表します。更に、是正指導に応じない場合には立入検査を実施するとともに、改善報告を求めます。これらに応じない者や重大な事故を起こした者、重量超過の特に重大な違反者に対しては、警察機関への告発を行います。



新たに導入する是正指導（機構 HP 公表まで）

3. 安全啓発の取り組み

春の全国交通安全運動期間（2015年5月11日～20日）中において、サービスエリア等において交通安全キャンペーンを実施致し、重量等超過車両の防止啓発を実施致します。また、ホームページや管内のサービスエリア等において、重量超過等車両の防止啓発に関するお知らせを行います。



前回違反車両削減キャンペーンの様子（2014年12月5日～12月23日）



啓発ポスター



啓発リーフレット